

平成29年度滋賀県農地中間管理機構の活動方針

1. 基本方針

農地中間管理事業の更なる制度の周知と推進体制の強化を図り、農地の受け手・出し手の掘り起こしに努めるとともに、重点実施区域の拡充や農地整備事業との連携を強化することにより、担い手への農地の集積・集約化を一層推進する。

2. 目標面積

平成29年度の農地集積面積は2,340haとする。

3. 農地の集積・集約化の主な推進方策

(1) 推進体制の充実

ア 地域における体制強化

- ・県内6か所に設置した各地域窓口にて、担当地域の農地の状況や農地制度に精通した専任の地域マネージャーを配置し、農家や担い手の抱える課題に対しきめ細かな対応を行う。
- ・平成29年1月に新たに機構に配置した参与（県の各農業農村振興事務所農産普及課長6名が兼職）が地域マネージャーを支援する体制に加え、平成29年4月からは5か所の機構の地域窓口を県農業農村振興事務所内に移設し、関連する諸施策との連携をより密にして、地域の実情に応じた農地の利用調整や受け手・出し手の掘り起こしにつなげる。

イ 県・市町等関係機関との連携

- ・農業・農村の活性化に向けた取組を推進するために県の農業農村振興事務所に設置された「地域農業活性化推進チーム」と連携し、農地集積に向けて農地中間管理事業と関係施策との一体的な推進が図れるよう取り組むとともに、市町、農業委員会、JA、土地改良区等関係機関・団体との情報共有や連携を更に深める。
- ・昨年度に引き続き市町・JAに業務の一部を委託するとともに、委託先の状況に応じて対応できる業務内容を拡充し、経験豊富な市町・JA担当職員の協力を得ることで、円滑な農地の利用調整を図る。

【その他、機構と関係機関との望ましい役割分担のあり方を別紙に記載】

(2) 広報活動

- ・関係機関・団体の協力のもと、集落・地域への制度周知を図るとともに、重点区域における掘り起こし、話し合いへの参加等により、現場での理解を更に徹底するとともに、機構を活用した地域の農地流動化の機運醸成を促進する。

- ア 人・農地プランの話し合いへの機構職員の参加
- イ 広報媒体等を活用したPR
- ウ モデル事例の見える化による普及推進

(3) 農地整備事業との連携強化

ア 連携体制の強化

- ・県では、県の農業農村振興事務所に設置された「地域農業活性化推進チーム」において、農地中間管理事業と農地整備事業の一体的な推進を図ることとしている。県のこうした取組との連動により、農地中間管理事業の更なる推進につなげる。

イ 事業連携

- ・担い手への農地集積の機運が高く、農地の条件整備を行うことで、担い手への農地集積が見込める地域にあつては、県や市町と十分調整を図るとともに、関係機関・団体で必要な情報を共有し、農地耕作条件改善事業など各種農地整備事業との連携が円滑かつ効果的に実施できるよう努める。

(4) 事業推進の取組

ア 重点実施区域（モデル地域）の拡充

重点実施区域の設定にあたっては、人・農地プランの内容や農地の流動化を進めようとする機運など、市町等と連携し地元の意向等を十分把握したうえで設定区域の拡充を図り、機構事業の普及・活用を促進する。

イ 人・農地プランとの一体的推進

農地中間管理事業を活用した優良事例を、人・農地プランの実現に向けた有効な取組として紹介することなどにより、人・農地プランの作成・見直しとの一体的な推進を図る。

農地中間管理機構事業の推進における関係機関との望ましい役割分担について

1. 県域における連携体制

○県

①農業・農村活性化サポートセンターの運営

- ・ 農地中間管理事業、農地整備事業の担当で構成するサポートセンターを運営し、各農業農村振興事務所に設置された地域農業活性化推進チームによる推進活動を指導支援する。
- ・ 農地整備と一体的に農地中間管理事業を進めようとする地域を支援するため、県内各地域のニーズを共有し、重点実施区域の設定等について機構との調整・支援を行う。

○農業会議

①「新・農地を活かし、担い手を支援する運動」の推進

- ・ 農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の法令業務となったことをふまえて策定した「新・農地を活かし、担い手を支援する運動」の一環として、各地域において農業委員会による担い手への集積・集約化が積極的に推進されるよう、指導・支援を行う。

②担い手への周知における機構との連携

- ・ 農業法人協会や稲作経営者会議など、担い手が参集する会議や研修会の機会をとらえ、担い手に対する事業の周知や意見交換を行うよう、機構と連携する。

○土地改良事業団体連合会

①土地改良区に対する普及啓発等における連携

- ・ 機構と連携し、土地改良区等との会議・研修会などを通じ、農地整備事業と機構による農地集積・集約が円滑な調整のもとに進むよう普及啓発を行う。
- ・ 土地改良区等が行う、機構集積と連携した農地整備の実施にあたり、土地改良区等の要請に応じ技術的な支援等を行う。

2. 地域における連携体制

○県

①地域農業活性化推進チームによる事業推進

- ・ 各農業農村振興事務所において、農地中間管理事業および農地整備事業の担当職員からなる推進チームを設置し、市町域に置かれた「戦略会議」（市町、JA、土地改良区、機構地域窓口等で構成）と連携して農地中間管理事業を推進する。
- ・ 地域における農地集積・集約に向けての話し合いなどに参画するなかで、機構と連携し、事業の周知や取組に向けての指導助言を行う。

- ・ 農地整備と一体的に農地中間管理事業を進めようとする地域等に対し、重点実施区域設定における市町や機構との協議調整、技術的な助言等を行う。

○市町

①関係機関と連携した事業の推進

- ・ 「戦略会議」等の場において、関係機関と連携し、担い手育成や農地の集積・集約化が課題となっている地域に対し、機構事業の活用等を働きかける。

②人・農地プランの取組と連携した事業推進

- ・ 人・農地プランの作成・見直しを推進し、地域が将来の担い手像や農地利用のあり方を明確にするなかで、機構事業が有効活用されるよう支援を行う。

③農地中間管理事業の実施への協力

- ・ 機構からの委託により、農地中間管理事業の周知・啓発、受付、権利関係を行うほか、農地利用図の作成や借受希望者選定に係る優先順位案の作成等についても可能な限り協力する。
- ・ 農地中間管理事業の重点実施区域設定の推進、重点実施区域における機構集積が着実に進むよう、指導支援を行う。

○JA

①関係機関と連携した事業推進

- ・ 「戦略会議」の構成員として、地域の実情を関係機関と情報を共有し、連携して担い手の育成、農地の集積・集約を推進する。

②農地中間管理事業実施への協力

- ・ 機構からの委託により、農地中間管理事業の周知・啓発、受付等を行うほか、農地利用図の作成や借受希望者選定に係る優先順位案の作成等についても可能な限り協力する。

○農業委員会

①「新・農地を活かし、担い手を支援する運動」の推進

運動の一環として、担い手への農地の集積、集約化を推進するため、以下の取組を行う。

- ・ 「戦略会議」に参画し、県の「地域農業活性化推進チーム」や農地中間管理機構と連携して、担い手への一層の集積や集約化を目指す対象地域の取組を支援する。
- ・ 担い手の将来の農地利用の意向を把握し、担い手相互の話し合い活動の実施による合意形成を図る。
- ・ 担い手の合意内容を地域の合意形成に結びつける話し合いの場づくりを推進する。

○土地改良区

①農地中間管理事業と連携した農地整備事業の推進

- 担い手への農地集積・集約に向けた取組と連動した農地整備を行おうとする地域のニーズを把握し、必要に応じ事業の計画策定や実施、技術支援等を行う。
- 換地処分を伴う農地整備事業を実施中または計画中の地区において、機構を活用した集積・集約化を円滑に進めるため、換地計画や一時利用地指定と整合した農地利用配分計画作成のため、機構との情報共有や協力を行う。